

## 総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成 28 年 2 月 9 日
開会時刻	午後 1 時 20 分
閉会時刻	午後 2 時 25 分
出席委員名	◎福井 輝夫 ○野崎 隆太 鈴木 豊司 吉井 詩子
	岡田 善行 黒木騎代春 西山 則夫 工村 一三
	世古口新吾
	中山 裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	鈴木 豊司 吉井 詩子
担当書記	山口 徹
協議案件	伊勢市シティプロモーション推進計画（案）について
	定住自立圏形成協定の変更について
	ネーミングライツ（命名権）の導入について
	伊勢市の財政収支見通し（平成 28 年度～平成 32 年度）について
	伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について
	機構改革について《報告案件》
	市町村合併の検証について《報告案件》
	竹ヶ鼻地区集会所の廃止について《報告案件》
	管外行政視察の実施等について
説明者	情報戦略局長、企画調整課長、情報調査室長、財政課長
	総務部長、職員課長、環境生活部長、人権政策課長
	その他関係参与

## 協議の経過

福井委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「伊勢市シティプロモーション推進計画（案）について」、「定住自立圏形成協定の変更について」、「ネーミングライツ（命名権）の導入について」、「伊勢市の財政収支見通し（平成28年度～平成32年度）について」及び「伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について」協議され、また「機構改革について」、「市町村合併の検証について」及び「竹ヶ鼻地区集会所の廃止について」報告があり、最後に「管外行政視察の実施等について」協議があり、その概要は次のとおりでした。

開会 午後1時20分

### ◎福井輝夫委員長

ただいまから、総務政策委員協議会を開会します。

本日の出席者は9名全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎福井輝夫委員長

御異議なしと認め、そのように取り計らいをさせていただきます。

また委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに「伊勢市シティプロモーション推進計画（案）について」御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

情報戦略局長。

### ●中川情報戦略局長

本日はお忙しい中、総務政策委員会に引き続き、総務政策委員協議会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件につきましては、委員長、御案内のとおり、協議案件として5件、それから報告案件として、3件ございます。

それぞれ、担当課長等から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

## **【伊勢市シティプロモーション推進計画（案）について】**

### ◎福井輝夫委員長

企画調整課長。

## ● 辻企画調整課長

それでは「伊勢市シティプロモーション推進計画（案）について」御説明申し上げます。

資料 1-1 をごらんください。

「1 背景」に記載のとおり、現在、地方では人口減少と少子高齢化の進行による将来的な活力の低下が懸念されておりますが、伊勢市は平成 27 年 10 月に策定いたしました「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、新しいひとの流れをつくる取り組みの一つとして、シティプロモーションの推進を位置づけております。

人口減少に立ち向かうためには、市民と伊勢にゆかりある人々の誇りと愛着を高める取り組みを進めると同時に、今後開催を控えております伊勢志摩サミット、全国菓子大博覧会・三重、来年度でございますが、全国高等学校総合体育大会、これは平成 30 年にあたります。国民体育大会、これは 33 年ですが、こういった大規模イベントの機会を捉えて伊勢市の魅力を国内外に向けて発信し、定住人口と交流人口へのプラスの影響を引き出し、伊勢市の活性化につなげる必要があると考えております。

このような背景から、伊勢市のシティプロモーションの目的や基本理念を整理し、その基本的な方向性を定める「伊勢市シティプロモーション推進計画」を策定し、伊勢市の様々な魅力の発信を中心とした総合的な取り組みを進めていくものであります。

次に、「2 目的と基本理念」でございます。目的は、「1 背景」で御説明したように、伊勢市の定住人口及び交流人口に対するプラスの影響を引き出し、伊勢市の活性化につなげることであります。また、基本理念は、市民生活と観光の調和を保ち、伊勢市民と伊勢に縁ある人々の伊勢への誇りと愛着、一体感の広がりが高まりを目指すことであります。

市民と伊勢にゆかりある人々の伊勢への誇りと愛着、一体感の広がりが高まりを常に意識しながら、伊勢市の定住人口及び交流人口に対するプラスの影響を引き出すために、シティプロモーションの取り組みを進めていくものです。

次に、「3 計画期間」でございますが、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 カ年とさせていただきます。

2 ページの「4 基本方針」でございますが、(1) 魅力の再発見・磨き上げと発掘、(2) 推進体制の構築、(3) 戦略的・総合的な情報発信、この 3 つを設定し、それぞれの基本方針の下に、複数の取り組みの方向性を示し、各具体的取り組みを行ってまいりたいと考えています。

次に、「5 策定経過」でございますが、昨年 9 月から伊勢市シティプロモーション懇談会を 4 回開催し、外部有識者と市のシティプロモーション関係部署の職員で協議を重ねてまいりました。

この間、市民、市内事業所、大学生、高校生及び中学生を対象としたアンケート調査、市内の活動団体へのヒアリング調査、三大都市圏の住民を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

なお、調査結果については、本計画案にその一部を記載しております。

また、去る 1 月 20 日には、市内の活動団体、大学生、市の若手職員など 26 名の方々に御参加をいただき、伊勢市の地域資源の魅力、伊勢市のロゴのイメージについてのワー

クショッップを開催いたしました。

次に、資料 1 - 2 「伊勢市シティプロモーション推進計画（案）について」簡単ではございますが、御説明させていただきたいと思っております。

まず、2 ページの「はじめに」をごらんください。

本計画案を策定するに至った背景について、「伊勢市人口ビジョン」や「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、今後開催を控えております「伊勢志摩サミット」や「全国菓子大博覧会・三重」などの大規模イベントの流れと関連づけながら、お示ししております。

次に、恐れ入ります 4 ページの「1 シティプロモーション」の定義でございます。シティプロモーションは市内外への情報発信を中心とする総合的な取り組みであると位置づけておりますが、情報発信という意味では、市内への行政サービスの伝達や市外へのイベント情報の発信など通常の行政広報活動と似ている部分がございますので、その辺りを整理させていただいております。

次に、5 ページの「2 目的と基本理念」については、資料 1 - 1 で御説明させていただいたとおりでございます。

次に、6 ページから 12 ページにかけての「3 調査結果から見る伊勢市」でございます。

これについては、市内の方々及び市外の方々に伊勢市のイメージや地域資源についてお聞きした結果を掲載させていただいております。伊勢市の魅力の再確認や新たな気付きにつながる大変興味深い内容となっております。

内容のほう、説明については割愛をさせていただきたいと思っております。

また、13 ページには、民間のシンクタンク「株式会社ブランド総合研究所」今回この作成業務での調査関係を委託しておりますが、この「株式会社ブランド総合研究所」が実施しております地域ブランド調査における、伊勢市の現在の位置と今後の目指す位置をお示ししております。調査対象の 1,000 自治体のうち、伊勢市の魅力度は現在 24 位となっております。伊勢志摩サミットなどの大規模イベントの流れを活かし、積極的にシティプロモーションに取り組んでいくことで、5 年後には 15 位を、長期的には 10 位を目指すこととしております。

15 ページをごらんください。15 ページの「4 推進計画の概要」については、資料 1 - 1 で御説明させていただいたとおりでございます。

また 17 ページから 29 ページまでには「5 基本方針・取り組みの方向性」ということで記載をしております。こちらでは、シティプロモーションとして位置づけられる伊勢市の現在までの取り組みを整理するとともに、新たな取り組み例を挙げさせていただいておりますので、御高覧いただければと存じます。

30 ページでは、数値指標を設定してありまして、これらの指標の達成状況を確認しながら、計画の見直しや取り組みの改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、「伊勢市シティプロモーション推進計画（案）について」を御説明いたしました。

本計画案に基づき、市内の方々や伊勢にゆかりある方々が伊勢への誇りと愛着をさらに高められ、国内や国外における伊勢市の認知度やイメージの向上につながる魅力発信を中心とした総合的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎福井輝夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【定住自立圏形成協定の変更について】

◎福井輝夫委員長

次に「定住自立圏形成協定の変更について」の説明をお願いします。  
企画調整課長。

●辻企画調整課長

それでは、「定住自立圏形成協定の変更について」御説明を申し上げます。  
資料2をごらんください。

「1 主な経過」につきましては、記載のとおりでございまして、平成 26 年 6 月 16 日に策定いたしました「伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン」について、昨年 6 月 11 日に、イベント等の誘致・開催に係る項目を商工業の振興施策に追加し、現在に至っております。現在、取り組み項目、全部で 27 項目でございます。

そして、昨年 12 月 24 日開催の「伊勢志摩定住自立圏推進協議会」これは首長が集まる会議でございますが、こちらにおいて「2 変更の内容等」に記載のとおり、協定書の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野における地域内外の住民との交流、この項目に、出会い・結婚への支援に係る内容を追加することを確認し、現在、全ての連携市町がこの協定変更を行う意向を示しております。

「3 変更の理由」につきましては、少子化の要因の一つに晩婚化・非婚化が挙げられますが、結婚していない理由として「出会いがない」「理想の相手に出会えていない」ことがアンケート結果から出ております。このため、結婚を望む人が結婚でき、安心して子育てできる社会づくりが必要として、この圏域で連携して、出会い・結婚への支援に取り組むものでございます。

「4 今後の進め方」でございますが、この後、3 月定例会に定住自立圏形成協定の変更に係る議案を提出し、議決が得られましたら、3 月下旬を目途に伊勢市と各市町で「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定」を締結いたします。また、この協定変更を受けて、6 月頃に伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの変更を行う予定でございます。

なお、裏面には、変更協定のイメージをお示ししておりますので、御高覧いただきますようお願いいたします。

以上、「定住自立圏形成協定の変更について」御説明を申し上げます。  
御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎福井輝夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【ネーミングライツ（命名権）の導入について】

◎福井輝夫委員長

次に「ネーミングライツ（命名権）の導入について」の説明をお願いします。  
企画調整課長。

●辻企画調整課長

すいません、御説明の前に資料に誤りがございましたので、申し訳ございません。  
訂正をお願いいたしたいと存じます。

資料の5ページでございますが、一番最後の行、施行時期と書いてありますが、この中で、この基本方針はとなっておりますけれども、基本方針とあるのは、指針、単なる指針ということでございますので、申しわけございません。訂正のお願いをいたします。  
おわびをして訂正申し上げます。申しわけありませんでした。

◎福井輝夫委員長

この指針は、ということですね。

●辻企画調整課長

はい、この指針はということでございます。すいません、失礼いたしました。

それでは、ネーミングライツ、命名権について御説明を申し上げます。

本件につきましては、先の12月定例会でも御質問をいただいたところでございますが、時期を逸することなく命名権取得の打診がございましたので、時期を逸することなく、今回、市の方針を定めるというものでございます。

資料3をごらんください。

「1定義及び目的」ですが、ネーミングライツとは、公共施設などに企業名や商品のブランド名などを冠した愛称をつける命名権のことで、この権利を売却することで、施設運営等に係る資金を得ようとするものでございます。命名権の対象は、あくまでも愛称ということで、条例上の名称は変更いたしません。

「2長所及び短所」につきましては、市にとっては安定的な収入が得られること、また命名権者となるパートナー企業にとっては、PR効果や地域貢献、イメージアップにつながるなどの長所が挙げられる、その一方で、企業名や商品名が目立ち、施設の機能や立地場所がわかりにくくなる、短期間で施設名が変われば利用者の混乱を招く、企業名を付

けることに住民の理解、合意が得られにくい、契約企業が社会問題を起こした場合、イメージダウンにつながるなどの短所も考えられます。

そうした中で、県内の導入状況というのが、3番に記載したとおりでございます。

ごらんのように隣の松阪市が5件と多い状況でございます。

2ページの「4 主な費用負担」をごらんください。

名称変更に伴う費用負担につきましては、いろいろと生じてまいりますけれども既存のパンフレット、封筒等の印刷物、またホームページの表示変更に係る費用は市側の負担とし、それ以外の、例えば施設本体の看板や道路標識等の変更費用等については、命名権者であるパートナー企業の負担といたします。

「5 今後の進め方」ですが、この後御説明いたします導入指針案について御了解いただきましたならば、この指針に沿って次年度から、対象施設を選定し、募集を行う予定でございます。

次に、別紙の「ネーミングライツ（命名権）の導入指針（案）」について、御説明申し上げます。3ページをごらんください。

「1 趣旨」につきましては、先程御説明したとおりでございます。

「2 導入までの手続き」ですが、記載のとおり、導入施設と導入条件を決め、命名権者を公募し、審査会で決定。契約締結後、施設表示等の変更を行い、新名称の使用開始となります。

「3 対象施設」につきましては、庁舎や学校など愛称を付することが適当でないと判断されるものを除いて、利用が多く、広告効果が見込まれる施設が対象となります。先ほどの「3 県内の導入事例」の表に記載しておいたとおり、文化施設やスポーツ施設などの導入事例が多いという状況でございます。

「4 命名権の募集」でございますが、原則公募とし、契約期間は3年以上、命名権料は、既にいろんな自治体で取り組みをなさって見えますので、先進事例を参考に設定することとし、命名条件は広告の掲載と同様とします。また募集期間は、原則1カ月以上確保し、応募がなかった場合は、募集条件を見直し、再募集するか募集を取りやめることといたします。

5ページの「5 費用負担」は、先ほど御説明したとおりでございます。

「6 応募資格」でございますが、法人を対象とし、政治・宗教団体、風俗営業者など、不相当と認められる者は除外をいたします。

「7 選定の方法」及び「8 契約の締結」は、伊勢市広告審査委員会により、適格と認めた応募者について順位付けを行い、上位順位者から協議を行って、契約締結することといたします。また、契約者は、契約更新に当たっては優先的交渉権を有することとします。

応募資格要件を欠くこととなったときなど、命名権者とすることが適当でないと認めるときは、命名権者の決定を取り消し、契約を解除することができることといたします。

なお、この指針は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

御協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎福井輝夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。黒木委員。

○黒木騎代春委員

何点か、お伺いしたいと思います。

その今回、その応募が、打診があったというようなことなんですけども、この指針を作ることによって、対象とする施設全体について、そういうふうにしていくのか、それとも今回、打診があったものに対して、ケースに生かすために作ろうとしておるのか、ちょっとその辺、教えてください。

◎福井輝夫委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

基本的には、すべての施設において、この取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

◎福井輝夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

それですと、大きな問題に全体にかかってくるので、お伺いしたいと思うんですが、伊勢市としては、この施設の運営と施設サービスの維持向上に向けた経費の財源とします、というふうな説明をしていただいたわけなんですけども、見積もりとしてですね、大体どのぐらいの財源の確保というのを、想定しているのか、してないのかそれについて教えてください。

◎福井輝夫委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

見積もりについて、まだ打診というところがございますので、当該施設については、考えておりませんが、ただ、先ほど資料の3でお示しと言いますか、記入したように、大体、こういった下は72万というのがございますけれども、大体100万とか200万辺りで、年額よその自治体においては、命名権料というのを設定されておりますので、具体的なお話になった場合はこういったものを参考にさせていただきながら、設定をしていくことになるかと思っております。

◎福井輝夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

先ほども言いましたけど施設の運営と施設サービスの維持向上という言葉が入ってるわ

けですね、単なる維持ではないというふうに受け取りたいと思うんですけれども、そう言いますとですね具体的に、例えばイメージする、どこの施設のサービスを、こういう制度を導入することによって、どういうふうに向い上したいというような、そんなような発想というのですか、プランというのは、あるんでしょうか。

◎福井輝夫委員長  
企画調整課長。

●辻企画調整課長

例えばその命名権者となったスポンサーさんが何か事業をされるというふうなことも、その施設で伺っておりますので、そういった、事業なんかをやることによって、市民サービスといいますか、市民の皆さんに楽しんでいただけるようなことが、あるのではないかといいうふうには考えております。

◎福井輝夫委員長  
黒木委員。

○黒木騎代春委員

そうすると、今までの施設の利便性がより中身がアップするというんじゃないしに、そのパートナー企業さんがやることの展開によって、市民サービスの向上があると。そういうぐらいの意味何でしょうか。

◎福井輝夫委員長  
企画調整課長。

●辻企画調整課長

現実的にはですね、命名権というものを付与させていただく、だけというところであれすけれども、それによってその企業さんが、社会的にイメージがアップするとか、そういった効果が企業さんにあるということで、命名権のこれ売却なんですけれども、それ具体的にどういいうふうな市民サービスの向上が見込まれるのかっていうところに関しては、私が把握している範囲では、先ほど申し上げたような感じの部分でございまして、それより具体的ななということは、申しわけございません。現時点ではちょっと想定はしておらないところでございます。

◎福井輝夫委員長  
黒木委員。

○黒木騎代春委員

この制度の発祥地とされております、アメリカなんかでは、例えば、デメリットのところでも、その企業の倒産による撤退とか、あるいはその、このこと自

身にですね、今までの名称に愛着のある、自治体の住民からですね、抗議が起こったりとか。というようなことで、トラブルもあるし、三重県内の他の自治体でもですね、既にそういうトラブルで、お金は契約どおり払うけど、名前は変えなかったというような、そんなような事例も現実目の前にあるわけなので、そういう点は、慎重を要する問題だと思います。

そういう意味でですね、住民合意っていうんですか、単に名前変えるだけだって、愛称にしてもですね、住民の合意というのが、やはりその、必要な場合が多々あると思うんですけれども。その辺については、どのような配慮を考えてみえるのか。

◎福井輝夫委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

住民合意につきましては、事前に伺って調整してみえるところもあるやに聞いておりますけれども、例えばこの方針を決めさせていただく中で、これで方向性として良いっていうことであれば、たとえば具体的に、その施設が上がってきたときにですね、議会のほうでも一度こうこう感じの施設が上がってきたんですよっていうふうなことを示して、その中で、また、御意見等いただくっていうふうな場が設けられればな、というふうに考えておるところでございます。

◎福井輝夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

その問題は非常に大事なことで、ひとつのあれなんですけど、この指針の中にはそういう議会の関与については、ないように思います。その辺については、ちょっと工夫が要るかなというふうに思いますし、それからですねそのネーミングライツをやる場合にですね、法的な整理の解説書なんかでは、施設名の付与権に附帯する権利、これも与える場合があるっていうふうに見たんですけど、そういうことは、今回のケースではないんですか。単に名前、名称だけということなんでしょうか。

◎福井輝夫委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

すいません、ただいまの御質問でちょっと私も勉強不足のところがございますけれども、現時点では、御指摘いただきましたように、命名権ということで考えているところがございます。

◎福井輝夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

名前っていうのはですね、人名にしても地名にしても、そして施設名にしても、それを呼ぶ人たちの思いがあるというふうに思います。

安直に変えたりするものではないと私自身は思っています。

また、可能性としてですね、よその事例を見ますと、短期間でころころ名前が変わることで、施設の名前が定着せずに、かえって地域施設として根づかなくなるという問題も指摘されていたりすることもあるわけで、例えば、これ具体名挙げて申しわけないですけども、神戸には、グリーンスタジアムっていうのがあったらしいですね。それがヤフーBBスタジアムになって、スカイマークスタジアムになって、最後はホットモットフィールドというような名前が付いたりしてですね、12年間で3回も名前が変わると、こういう有名な施設でもあるわけなんで、私自身は公の施設について、こういう手法どおりしていくことには、あまり好ましくないと考えています。

最後に1点だけ、その施設サービスの維持向上に向けた経費の財源として、それは、そういうお金が入れば、入れ替わってくるわけですけども、仮に契約が更新できなかった場合は、その財源というのは、どういうふうに手当てしていくのか。

◎福井輝夫委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

仮に更新がなされなければ、そうやって当てにする経費というのはございませんので、これまでの一般財源のほうで対応してくることになってこようかと思います。

◎福井輝夫委員長

ほかにございませんか。西山委員。

○西山則夫委員

ちょっと御質問申し上げたいんですが、資料3の長所、短所というところなんですけども、安定的な収入が得られるということについては理解をさせていただきますけども、このパートナー企業の長所と、右のほうに書かれてる短所というのがですね、少し相反する。こういう企業名や商品名のPR効果を生むということが、地方においては広告効果が低いとか、それから、企業名を付けることによって、住民の理解、先ほど黒木さんのあれもあると思うんですが、合意が得られにくいとか、そういう短所があるという背反性のあることを実施しようとするに、やはりもう少し、理解を我々としてもする必要があるように思います。

だけど、こんな短所あってもやるんですよ、というだけではやっぱり、ネーミングライツのね、意味がないというふうに私は思うんで、そこら辺わざわざ長所短所を書いていた

だいたんですけど、そこら辺の考え方を少し整理していただきたいと思いますが。

◎福井輝夫委員長  
企画調整課長。

●辻企画調整課長

まず、今回御提案をさせていただいたというのは、いろんなこのことに関してはお考えがあるということで、こういった議論の場が必要かなということで提案をさせていただきました。

それから、先ほど、御指摘のありました地方において広告効果が低いということで、実際、この県内の導入事例ごらんをいただきますと、わりと地元企業さんが多いような状況になっておりまして、どちらかといいますと、そういう商品名とかそのPRというよりも、今回の打診をいただいておりますところでもですね、地域貢献というふうな御意向、地域での、そういう何ていうんですか、会社であるというふうな、そういった御意向でこのネーミングライツのほうは活用されているようでございます。

先ほどもう一点、特に私どもが今回この場で御提案させていただいたことというのは、やっぱり、住民の理解とか合意とかっていうところも結構、意識しておる中でですね、いろんなことがある。長所短所、ある中ででも、こういった今回お話をいただいて、あるいは県下の中でもこういうふうな取り組みの状況がございますので、議論の俎上に上げさせていただいて、この取り組みをできれば進めさせていただきたい、と考えているところでございます。

◎福井輝夫委員長  
西山委員。

○西山則夫委員

ありがとうございました。

あまりすとーんとは落ちないんですけども、そういう考え方でやるということで、理解を示しておきたいと思いますが。次に対象施設の選定ということで、先ほどの質疑の中で、すべての施設を対象とするということで、この対象施設の括弧書きの中にあるところを除くということで、市の施設すべて対象ということで、例えば、いせトピアとか観文とかいうことも入っているのか、この段階で、対象施設の選定がこれからなんで、答え難かったらいいんですけど、そういうことも含めて、考えてござるのかどうかということを示してください。

◎福井輝夫委員長  
企画調整課長。

●辻企画調整課長

対象施設につきましては、この前段の多くの市民が利用し、イベントが開催されるなど、

広告効果が見込まれるというあたりが、やはりその企業にとっても、地元貢献と言いつつ、よりたくさんの方がお越しいただく施設が良いのかなあ、というふうに考えておりますので、このあたりの条件といいますか、当てはまってくるようなところをそれぞれの担当課とか、私どもの企画のほうでもですね、ちょっと考えさせていただいて、全てが対象となりますが、ここに候補と上がってくるのは、それほど数多くならないような感覚ではあります。

◎福井輝夫委員長  
西山委員。

○西山則夫委員

お答えのとおりですね、すべての施設がすべて、企業様がくるというように考えておりませんが、やはり文化とかスポーツの関係が多いということを言われました。

他の市の事例も見させていただくと、やっぱりそういう施設が多いのかなということも思っておりますが、伊勢市として、そんなに多くはないけども、何件かは、黒木さんの意見やないですが、何件かは命名権を渡していきたいという、そういうところの気持ちは何件ぐらいありますか。

◎福井輝夫委員長  
企画調整課長。

●辻企画調整課長

正直なところ、そんなにたくさんには至らんとします。

ただ、私ども少なくとも打診はいただいておりますので、そこであるとか、例えば、スポーツ施設であるとか、先ほど社会教育施設なんかで、ある程度こう、何でしょうか、たくさんの方がお越しいただいて、宣伝効果というか広告効果あるようなところっていうのは、もし、公募してですね、それに応じていただければと思っておりますが、正直、そんな、いっぱいまでというふうなところまでは、現時点ではちょっと思っていないところです。

◎福井輝夫委員長  
西山委員。

○西山則夫委員

指針の中で、一点だけちょっとお聞きしたいんですが、4ページの(4)ですね。

応募がなかった場合の取り扱いということで書かれておいて、募集期間を経過しても応募がなかった場合、募集条件を見直し、再度募集するか、また募集取りやめということは、命名権料を低くするとか、期間の問題ですね、3年、最低3年というのを見直すのか、そこから辺もあると思うんですが、先ほど黒木委員のほうからもあったように、あまりね、期間を短くしてころころころころ変わるようでは、意味がないというふうに思うんですが、

そこら辺は、企業との関係があって、やはり少し、募集要件、条件を見直すということについても、こういった形でやっていくのかっていう整理をしとかんと、権料を見直すとか、期間を見直すということになると基本的なことが崩れてきますんで、そのところはやっぱり、もう少し精査をしていただいたほうがいいかな、と思うんですがどうでしょう。

◎福井輝夫委員長  
企画調整課長。

●辻企画調整課長

今回の指針の中では漠然と最低3年以上ということで、最低限の年数を、年数に限っては、設定しております。

おっしゃられたようにころころ変わるっていうふうなことになりますと、短所のところの、市民の皆様の混乱を与えるということからですね、ある程度、もう少し長い、個人的にはもう少し長い年数のほうが、定着しやすいのではないかと考えております。

また、具体的な実務にあたっては、例えば松阪市さんなんかでもですね、事務マニュアルのようなもので詳細な手続きを決めておりますので、そういった中で、全庁的に統一して整理をして、実際、この制度を導入するときは、事務等は進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

ほかに御発言はございませんか。副委員長。

○野崎隆太副委員長

ぼくもいくつか教えていただきたいと思います。

先ほど黒木委員、それから西山委員から質問もあったんで、かぶらないようにのどこだけ聞かせていただくと思うんですけど、先ほど、黒木委員より御質問のあった市民の理解、これは僕も必ず重要で、とても大切なことだと思います。

ここで書かれている伊勢市の広報審査委員会、これ確か行政職員さんだけの形じゃなかったかなと思いますんで、何かしら市民の関与というのは、必要になってくると私も考えております。

例えばなんですけども、伊勢市であればですね、それぞれ各地域の努力の中で、パンフレットとかチラシとかを独自の商店街でつくられとったりとか、そういったところもあるんじゃないかなというふうに思います。

住民理解が必要というのは、単にその考え方の話じゃなしに、急に名前が変わったときにそのパンフレットの印刷の費用をだれが負担するのか、もう一回商店街に新しく刷り直してくれと、地域団体に刷り直してくれというような話をだれが求めていくのかっていうことも、本来考えないかん話で、だからこの1カ月っていう期間が短いのか長いのかっていうのは別にしても、事前にある程度、どういう形でこの名称は変わるかもしれない。

それはどれぐらい先に変わるかもしれない、というような考え方も含めて、観光地であるからこそ、いろんな形でパンフレットが、それぞれあるからこそ、考えていかなければ

ならない。これは単にその担当課だけの問題じゃないかなと思います。

そのあたりですね、やっぱりそのここは議会、議会であったりとか、住民代表の議会ですね、その関わり方っていうのは、非常に重要なところであって、なおかついろんなところでお金がかかってくるんで慎重に考えるところだと思います。

それで一点ちょっとお聞かせいただきたいんですけども、費用負担の中で、パンフレット封筒等の印刷物、ホームページの表示変更、これ行政負担となっております。

これ、今の時点でどの施設が対象というのは出せないと思うんですけども、これは廃棄の費用と新しく印刷する費用、すべて伊勢市負担ということは当然プラスマイナスで考えたときに、この費用が命名権の費用を上回ることがあってはならないと思うんですけど、そのあたりですべてその観光とか、その他部局の調整も含めて、費用計算された上で、この記載をされておるといような考え方でよろしいですか。

◎福井輝夫委員長  
企画調整課長。

●辻企画調整課長

すいません、その点に関しては具体的に数字の方までは詰めてございませんが、他市の事例を見てですね、例えば100万ぐらいの金額で、年間契約金額されておりますので、例えば既存のパンフレットとか、ホームページに関して、概算ですけども、それほど、100万も掛からんのではないかなというぐらいの、ちょっとまだ、考えしか持っておりませんが、申しわけございません。そのあたりについては、具体的には数値のほう把握しておりません。

◎福井輝夫委員長  
副委員長。

○野崎隆太副委員長

当然施設パンフレットであれば100万円を切ることなんて当然の話で、ホームページも名前書き換えるだけですんで、ただまあ先ほども申し上げましたように観光パンフレットとかですね、名前が載っているものすべて書き換えなきゃいけないというのは、認識をいただいた上で、行政が出している発行物も即日すりかえるというのも、まあスポンサーをしてくれるその企業に対する誠意ですので、その費用は、当然計算をした上で審査をしていただければと思います。

あともう1点先ほど、スポンサーをですね申し出た命名権者の方が、事業をされたりという話があったんですけども、これはあくまでも、広告のネーミングライツの命名権の話であって、ネーミングライツの導入企業が例えば使用の優先権を得るような話というのは一切ない、というような理解でよろしいですか。

◎福井輝夫委員長  
企画調整課長。

● 辻企画調整課長

これは命名権だけということでございます。

◎ 福井輝夫委員長

副委員長。

○ 野崎隆太副委員長

あともう1点お聞かせください。

先ほど対象の施設の話があったんですけども、この中でですね、施設名の変更、いろんな文化施設、スポーツ施設あったんですけども、例えば、寄附をいただいた施設、特定の企業から寄附をいただいた施設というのは、当然伊勢にはございます。そこには当然、伊勢の中にはライバル企業もございます。

ほかには、例えば観光文化会館であればあまりそうは思わないんですけども、特定の名前が付いている中で、その名前に対して思いがある施設、こうこうこういう経緯でこの名前をつけましたというような施設が、伊勢市の中にもあるのではないかと思うんですけども、そういった施設に対してはどういう考え方で臨まれるのか。もしお考えがあれば、お聞かせください。

◎ 福井輝夫委員長

企画調整課長。

● 辻企画調整課長

先ほどのお話の中ですべての施設という御質問の中にですね、それを対象外とするっていう内容がございまして、先ほどおっしゃられた、例えば多額の御寄附をいただいてですね、施設があるものなどというのは配慮必要かなっていうふうに思っておりますし、例えば顕彰施設、具体的に尾崎罌堂記念館とか、山田奉行所とかですねそういうふうな顕彰施設とか博物館的な施設に企業の名前が入るとするのは個人的にも、ちょっとこれはそぐわないのではないのかなというふうに考えておりますので、そのあたりは中で、整理をいたしまして、実際、どういう施設を選ぶときには、そのあたりのほうは、考慮させていただきたいと思います。

◎ 福井輝夫委員長

副委員長。

○ 野崎隆太副委員長

最後にしますけど、先ほど言わせてもらったのは、例えば学校は今回対象じゃもちろんないんですけども、校名であれば公募とかをされておりますよね。

同じような話で、施設名決めるときに、何でこの名前が付いたのかっていうような経緯があって、そこに住民合意があったりとか、するんであれば、なおかつもしそこが公募であればなおさらですけども、その施設名の変更のときに、過去の経緯というのは、きちっ

と精査する必要があるのかなと。そういう意味でもやっぱり住民合意が必要なのかなと思います。

最後にもう1点お聞かせください。

この中に募集要項の中では、企業のですね、所在地の記載が多分ないのかなと思うんですけども、これから例えば5年間とかですね、例えば伊勢志摩サミットのこの注目される期間の間だけ、ネーミングライツで命名を応募してですね、5年たったら別にいいやっていうような、考え方も企業としては当然あり得るかなと思うんですけども、これ地元企業に縛られたりだとか、もしくは、所在地はどこにするとかそういったことは、お考えでしょうか。

◎福井輝夫委員長  
企画調整課長。

●辻企画調整課長

はい、現時点では、考えてはおりませんが、希望としては、地元の企業さんがですね、手を挙げていただいて、地域の貢献ということで、仰っていただけるとありがたいと思いますが、何分どれぐらい、先ほどの御質問にもありましたが、この施設対象になって、それで御応募があるのかというのが分からない状況ですので、そのあたり条件を付けるかどうかというのは、ちょっと今の現時点では、はっきりと申し上げにくいところでございます。

◎福井輝夫委員長

ほかに御発言はありませんか。それでは少し、10分休憩いたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時32分

◎福井輝夫委員長

休憩を解き、再開いたします。

### 【伊勢市の財政収支見通し（平成28年度～平成32年度）について】

◎福井輝夫委員長

次に「伊勢市の財政収支見通し（平成28年度～平成32年度）について」の御説明をお願いします。財政課長。

●鳥堂財政課長

それでは、伊勢市の財政収支見通しにつきまして、御説明を申し上げます。

まず、今回提出させていただきました財政収支見通しの位置づけと作成の目的を御説明申し上げます。

さきの平成23年度から平成27年度までの財政収支見通しと同様に、決算数値を基礎とし、新市建設計画の財政計画の各項目の推計に時点修正を加える形で、財政全体の方向性特に経費別のおおむねの枠組みを推計したものでございます。

国地方を取り巻く厳しい財政状況、国の動向や地方財政の将来見通しが不透明な現状でありますことから、時期を見まして必要に応じ時点修正を加えるなどの対応を今後もしていきたいと考えておるところでございます。

資料4、伊勢市の財政収支見通しをごらんいただきたいと存じます。

1 ページには、伊勢市の財政を取り巻く状況、また財政状況の改善に向けた取り組みを記載し、持続的に安定した行財政運営が行えるような、財政体質をつくり上げることをその目標として掲げておるところでございます。

2 ページから3 ページにかけてですが、冒頭御説明申し上げました、本計画の位置づけと作成の目的、収支見通しにおける推計の前提条件を記載しております。

推計の前提条件における基本的事項として、収支見通しの期間を平成28年度から平成32年度の5年間とし、普通会計の基準での試算を行っておるところでございます。

その際、現行の地方財政制度を基本に、平成26年度までの決算状況を勘案し、現時点で把握しうる範囲で推計しておるところでございます。

歳入歳出におきます、個別の前提条件の主だったものを概要を記載しておりますので、御高覧いただきたいと存じます。

4 ページには、これらの条件を前提とした推計の結果を年次別に、財政収支見通しとして記載しておるところでございます。

各年度の全体像といたしましては、少子高齢化の進展等に伴います、社会保障関連経費の増加傾向等に加え、新病院の建設でありますとか、統合校整備などの大規模建設事業が集中継続するため、予算フレームは480億円から500億円程度を推移するものと見込んでおります。

5 ページ、6 ページには、本財政収支見通しの結果、地方債残高、基金残高がどのように推移するかにつきまして記載をしております。

地方債残高につきましては、平成30年度末時点でピークを迎え、580億円超えにまで増加をいたしますが、以降漸減していく見込みとしております。

これは事業費が高騰し、先行きが不透明な大規模建設事業が集中継続しますことから、財源確保の観点からも、合併特例期間内の合併特例債の有効利用等を勘案した結果の見込みによるものでございます。

基金残高のうち、財政調整基金の残高につきましては、不足する財源手当てのため繰り入れを余儀なくされる見込みでありますことから、平成32年度時点で76億6,200万になると見込んでおるところでございます。

なお、平成18年度から平成26年度までは、財政調整基金を取り崩すことなく決算を終えることができしておりますことから、今後の予算編成、執行におきまして十分検討、努力をいたしまして、結果として、取り崩し額を少しでも減額できますよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、7 ページには、財政収支見通しに基づきますプライマリーバランスの推移を記載しております。

8ページにはこの中期見通しの結果による、今後の財政運営上の課題を記載しております。10ページ以降につきましては、平成26年度決算までの数値分析に基づきました、本市の財政状況の現状と課題として資料作成いたしておりますし、25ページ以降には参考としまして、財政用語の解説を添付しておるところでございます。

本財政収支見通しにお示しをしました、各経費別のおおむねの枠組みを目安に、今後は、選択と集中を柱に思い切った事務事業等の取捨選択を進めていくことが必要であります。

また、より一層慎重な財政運営を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、財政収支見通しにつきましては、計画的な行財政運営を進めるための目安であります。

今後の各年度における予算編成におきまして、その時点での制度改正でありますとか、国の地方財政対策などを踏まえまして、具体的に内容を定めていくことといたしたいと思っております。個々の財政需要等に適切に対応していくことが必要であるというふうにも考えておるところでございます。

以上簡単でございますが、財政収支見通しにつきましての説明とさせていただきます。

◎福井輝夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。工村委員。

○工村一三委員

確認をお願いしたいと思います。

7ページのところにプライマリーバランスのグラフが出ております。32年度までに財調57億にし、28から30年度の間で大体220億ぐらいの起債を発行されるということで、大きな事業がたくさんございますのでやむを得ない数字やというふうには解釈します。

しかし、ここでプライマリーバランスに関しまして、利子償還額を除いた形で、非常に厳しい形でプライマリーバランスのグラフあるいは表をつくられている点につきまして、考え方、また何か意図がありましたら教えていただきたいと思います。

◎福井輝夫委員長

財政課長。

●鳥堂財政課長

こちらにつきましてはですね、今、委員御指摘をいただきました国が言っとる場合には利子も含めた形で上がっておりますけれども、この収支見通しを平成18年度のときに、出させていただきましたときから継続のものにはなっておりますけれども、こちらにつきましては、基本的に元金残高ですね、元金残高の部分を下げていく必要性の中で、利子分まで含めると、ちょっと緩くなりますので、きつい目のほうの高い目のハードルとしては高くなりますけれども、そちらのほうを元にする中で、総額の抑制をかけつつも、事業を進めていくとそういう形で、健全な財政状況を保持していくと、いうところの目標として掲げるものでございますので、その少し条件の厳しいほうでつくらせていただいております、そういう状況でございます。

◎福井輝夫委員長

工村委員。

○工村一三委員

ありがとうございます。非常に厳しい状況の中であつられとるということは、わかりますんですけど、実際この計画でいきますと32年度にですね、今までにない63億という歳出の方で償還がありますけど、非常に利子の分も増えてくるんじゃないかというふうに31、32年度以降になるかもしれませんけど、その辺を含めた形で実際、実態がちょっと見難いんじゃないかという危惧もあるんですけど、その点については大丈夫でしょうか。

◎福井輝夫委員長

財政課長。

●鳥堂財政課長

今の御指摘をいただきます分につきましては、発行済になった場合であればですね、当然その有利子の部分としまして、幾らという部分でるわけなんですけれども、例えば、平成30年度にいくらで借り入れますか。

どんだけの利率で借り入れますかにつきましては、これ想定の上で、何%という形で、置けないことはないんですけれども、それを置くこと割愛させていただいておると。

そのような考え方でございます。

◎福井輝夫委員長

ほかに発言はありませんか。世古口委員。

○世古口新吾委員

私もここで一つ8ページの関係で、中期財政見通しの結果による今後の課題ということで、お聞かせ願いたいと思います。

まず1点目の自主財源の確保ということで、この文面書かれておりました、これ読むことによって大体の想像はつくわけでございますが、なかなか、現実には厳しいものがある。

このように私は思っておるわけでございますが、やはり、産業の振興、雇用の促進等について、言われとる通りでございますが、具体的にどういったところへ、今後力を入れて、なかなか今の継続で考えていきますと、なかなか大変難しい問題ではないかな、とこのように思っておりますので、この辺についての具体的なこういうことを考えとるとか、そういった方向性が聞かせていただければありがたいな、とこのように思います。

◎福井輝夫委員長

財政課長。

●鳥堂財政課長

今、委員御指摘をいただきましたこと、ごもっともなところでございます。

簡単な方法で、よくなるのであれば、それに越したことはない。なかなか難しい部分ございますが、今、総合計画を第2期の総合計画を進めております。

また、総合戦略を定めて、取り組んでいくところがございます。ひと・まち・しごとの部分で、ひとの入ってくる部分、また仕事をつくり出す部分、それでまちをつくっていく、そういった形での総合的な取り組みをする中で、対応していきたいと考えておりますので、その具体の部分につきましては、現時点におきましては総合戦略でお示しをさせていただきました取り組みを、まずは取っ掛かりといいますか、そちらに取り組んでまいりたい、そのように考えておるところでございます。

◎福井輝夫委員長

世古口委員。

○世古口新吾委員

この問題につきましては、なかなか企業誘致を図っても思うに任せない、あるいはまた、企業が来なければ、雇用の拡大もない。そういったことが非常に難しい問題であるんじゃないかな、このように思っておるわけです。

人口減少の中で、特に今、少子高齢化の中で大変な問題だと思っております。

そういったところについて、やはり今、三菱が航空機の関係とかいろいろ、松阪の方面まで、関連部品の会社が来るとかそういったことも言われておりますが、やはりそういったことについても、もっと技術的な問題となるような、対応と申しますか、努力していただければいけないのではないかな、このように思っております。

その辺について、今後の努力目標も含めてどのように考えとるのかお聞かせ願いたいと思います。

◎福井輝夫委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

先ほどの御質問、財政課長のほうからもお答えを申し上げましたけれども、現在、まち・ひと・しごと創生ということで、人の流れが創出して、そこで雇用仕事が生まれますと、それによって町が活性化するという、これの好循環という取り組みを今、進めようとしております。

御指摘のように企業誘致とか雇用の創出については、以前からも取り組みをしておるところなんですけども、今回もこの総合戦略の中でではですね、基本目標として大きく安定した雇用の創出ということで、指標、市内製造業従事者数を29年8,715人から、わずかでございますか、31年この計画の期間内で8,800人に上げるといったそういう目標も設定しながら、個々具体的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

特にサミットということですね、インバウンドということを考えますと、それによって地域経済のほうも活性化していくのではないかというふうなことも考えられますので、こういったことも含めて、総合的に、雇用の創出になるような取り組み、企業誘致であっ

たり内発型の産業の振興であったり、一次産業等の活性化とか、さまざまな取り組みを行って、この地域経済の活性化等に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎福井輝夫委員長  
世古口委員。

○世古口新吾委員

この問題につきましては、非常に大変な課題の大きな問題だと思います。

こういったことについて、せっかく方針を課題としてあげてもらっておりますので、絵に描いた餅に終わらないようにしっかりと頑張ってくださいたいとこのように思います。

◎福井輝夫委員長  
ほかに御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長  
御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について】

◎福井輝夫委員長  
次に「伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について」の説明をお願いします。  
情報調査室長。

●浦井情報調査室長

それでは、伊勢市公共施設等総合管理計画（案）につきまして、御説明申し上げます。  
資料5をごらんください。

本件につきましては、去る11月26日開催の総務政策委員協議会で御協議いただきました本計画案について、パブリックコメントおよび市民向け説明会で頂戴した御意見を報告し、それらに伴います案の修正内容について、御協議いただくものでございます。

まず、資料5-1でパブリックコメントの結果について御報告いたします。

パブリックコメントは、12月11日から1月15日までの期間で行い、1名の方から御意見を頂戴しました。

頂戴した御意見は、3点ございまして、意見1と2は、目標値の設定と目標達成の手段に関する内容でございます。

計画案では、市の考えにも記載しておりますとおり、計画期間における更新等費用の見込み額と充当可能額との差額を目標値とし、目標達成の取り組みは、「更新等費用の抑制」と「充当額の確保」の双方から進めるとしております。頂戴した御意見では、目標達

成の取り組みを、「更新等費用の抑制」の一方だけとする誤解を招く、との御指摘でございまして、意見1、2に対する市の考えとしましては、御提案いただきました文案を踏まえ、「更新等費用の抑制」と「充当額の確保」の双方からの取り組みで、目標値をゼロにすることを目指す旨、記載する修正を行いたいと存じます。

また、意見3は、公共施設建設直後に、この種の計画を策定すべきではなかったのか、との御意見をいただきました。この点につきましては、計画案に記載しておりますとおり、今後は、事後保全ではなく、予防保全の考え方による維持管理を行い、施設を長寿命化し、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ってまいりたいと存じますし、市営住宅や橋梁、トンネル等については、既に長寿命化計画を策定し、予防保全型の維持管理を行うこととしているものでございます。

次に、市民向け説明会で頂戴した御意見を御報告いたしますので、資料5-2をごらんください。

説明会は、市内4カ所で開催し、合計47名の方に御参加いただきました。

頂戴した御意見の概要は、大きく5つの区分に整理できますが、総合管理計画案につきましては、「これから集中と選択が必要だということがよく分かった。」「計画をしっかりと進めてほしい。」「負担が後で回ってくることをないよう計画を実行してほしい。」との御意見の他、「計画に具体性がない。」「計画を市民に分かり易く簡素化できないのか。」との御意見をいただきました。

実施計画につきましては、「個々の施設についての計画を早く出してほしい。」「個々の施設の今後については、市である程度の判断をして示してもらいたい。」「個々の施設の計画は、地域や市民に相談をして決めてほしい。」との御意見の他、実施計画の策定にあたって、「施設は住民生活の向上を目的に建てられたことを踏まえること。」「障害者などの生活弱者の利用する施設についての配慮」を御意見としていただきました。

そのほか、進め方、組織体制などについて御意見をいただきましたので、御高覧いただきたいと存じます。

最後に、これらの御意見をもとにしました、計画案の修正について、資料5-3で御説明をいたします。

まず、パブリックコメントをもとにした修正としましては、計画案の20ページにおきまして、変更後の網掛けのとおり、「更新等費用の抑制」と「充当額の確保」の双方からの取り組みで、目標値をゼロにするとの内容を追記することと、そのページ下段の表中の項目名である目標値に「ゼロを目指す差額」この表現を追記いたします。

また、裏面をごらんいただきまして、数字の訂正として、計画案の34ページにおきまして、第5章に記載しております、集会施設2施設の利用者数を修正させていただき、その他、計画内容の変更には至らない、表現の体裁を整えるための字句等の修正を行わせていただきます。

そしてこの後は、本日頂戴する意見等も踏まえまして、年度内中に計画書としてまとめさせていただきます。

なお、計画書が整いましたら、議会の方へもお届けさせていただきますので、御確認いただきたいと存じます。

以上でございます。よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎福井輝夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。黒木委員。

○黒木騎代春委員

今御説明していただいた中ですね、長寿命化計画というんですか。

今までの従前どおりの事後保全型から、計画保全型の維持管理に切りかえていくことによって、ある自治体の試算では半分以下ですね、改築、改修費用を抑えることができるというような試算を出しておるところも見たことありますので、そういったこともですね、現実的にはいるんだというようなことはですね、伊勢市独自の試算は要るんかもわかりませんが、そういう希望を持てるような面もですね、どこかで表現をしてほしいなというふうに私は思います。

先ほど、議題にもありました、シティプロモーションやないですけど、それこそまあ伊勢市に安心あって、愛着持ってということにも繋がるんやないかと。

維持補修費、これがものすごい現実に賄える金額とギャップが大き過ぎてですねっていうようなことだけが、強調されることのないように願うという立場からですね、一点そのこの維持改修費のですね、更新費用の計算ですね、簡便に計算できるということで、財団法人自治総合センターが提唱するこの試算方式でやってもらったというふうに伺ってるんですけども、そこで、この自治総合センターが出してる研究成果によりますとですね。

更新費用の負担見込みについて述べているところで、試算結果を公表する場合において、事業費ベースで試算した更新費用の財源として税、交付税等の一般財源に加えて、国庫支出金、料金収入等が見込まれることを住民向けの公表資料等の中で、適宜説明する必要があることと、留意事項として挙げられております。

つまり、実質的な一般財源による更新費用の負担見込み額ではないということがわかるような内容に資料を示す場合ですね、すべきだというふうに留意として上げられてるわけです。

いろいろ教えてもらいますと記述があるんですけどね、その辺で、もう少しわかる工夫をですね、していただければなというふうな感想を持つんですけど、その辺での見解を教えてください。

◎福井輝夫委員長

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

すいません、ただいまいただきました御意見でございますけれども、この市のほうがこの計画をつくる際に採用いたしました、この試算ソフト、こちらのほうの仕様の報告書等のほうから読み取りますと、先ほど、お話をいただきましたとおり、充当する、事業費ベースのところの更新費用の財源のところには、国庫支出金や料金等収入が見込まれることは、住民向けにも説明をするようにっていうふうな、記載がございます。

この点についてなんですけれども、今回のこの計画書の目標値を算定する際に、今後30年間で要るであろう、このまま施設を伊勢市が持ち続けた場合に、どれぐらいのその費用

の維持するために、建て替えやあるいは大規模改修にどんだけのお金がかかるのかというところを、この試算ソフトを使って算出をいたしました。

それに対しまして、それを30年間の費用は、市としては財源としてどんだけ負担していけるのかということが必要になってまいります。

これについて、どのようにやったのかといいますと、この計画をつくる際には、直近5年間の、投資的経費の建設改良費のうち、市の保有財源の整備に要した額の平均値、こちらをもとにいたしまして、向こう30年間の生産年齢人口の減少率を加味をしまして算出をしております。

これにつきまして、先ほど御指摘いただきました一般財源だけで、この充当可能額を算出したっていうのではなくって、今、5年間の間での投資経費の中には、当然、国、県や地方債などの財源も含まった形で、充当可能額ということで、支出をしておりますので、その辺の国、県や地方債を含むという表現につきましては、計画書の21ページのほうに記載をしております。

それと、その点につきましてなんですけれども、この、計画値、目標値を達成するにつきましては、先ほども御説明したとおりの充当額を確保するというのも手段の一つというふうに挙げておりますので、こちらの充当額の確保の部分につきましては、計画書25ページのところで、国県等の可能な限り有利な交付金等の財源措置を確保するというところで、一般財源がどんだけか抑えられるように、有効な財源措置を考えていくんだということも、こちらの計画書のほうでは、充当額を確保する手段の一つとして挙げさせていただいておりますので、こちらの費用を抑えるということと、充当額を確保するという両面性から目標値のゼロを目指していきたいというふうに思っております。

それと、こちら目標値につきましては、普通会計と水道事業、下水道事業、それぞれ分けて書かせていただいておりますので、当然、水道事業、下水道事業のほうにつきましては料金等のほうが、財源というふうになってまいりますので、その辺についての料金収入等が見込まれることも、住民にわかるようになっていう指示につきましては、会計を分けさせていただくことによりまして、その辺わかっていただけるというふうに思っております。

以上でございます。

◎福井輝夫委員長

他に御発言はありませんか。鈴木委員。

○鈴木豊司委員

少しお聞かせをください。

この住民説明会ですが、4カ所で47名という出席をいただいたということなんですが、この中でですね、職員の方は何名お見えになったんですか。47名中。

◎福井輝夫委員長

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

特に、動員をかけたわけではございませんでして、お二方、いらっしゃってございました。

◎福井輝夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

あの以前にですね、開催場所が少ないんじゃないかというようなことを言わせてもらったと思うんですけど、今回、パブコメの結果が1人、それから、4地区で説明会を開いてもらって、結局は市民の方、45人という出席に終わったわけでございますけど、それを踏まえて、どのように当局としては評価されておるのか、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎福井輝夫委員長

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

今、委員のほうからおっしゃっていただきました、47名、45名という数字が多かったんかと言われますと、多いというふうには思いません。

ただ私たちとしましても、こちらの計画案のほうを多くの方に知っていただきたいというところもございましたので、この住民説明会をするにあたりましての参加要請といえますか、多くの方に出席いただきたい思い、あったわけですがけれども、自治会長さんの会合とか、まちづくり協議会の事務局長さんの会合に出向きまして、聞いていただきたいんだということで、住民を代表する方に、まずは聞いていただくような形で周知をさせていただきました。

今後につきましてといいますと、来年になるわけですがけれども、来年度につきましては、広報、市の広報を使いまして、何回かの回数に分けて御案内をしたいと思っておりますし、それから住民説明会のところでもありましたように、なかなかわかりにくいといいますか、もうちょっと簡単に計画書ならんということで、ページ数も多かったこともあったわけですがけれども、これにつきましては、概要版を年度替わりしたら、つくらせていただきまして、市の主要な箇所の方において、この計画を策定したんだ、こういうことが市にとってこれからの課題だというところを、市民の方に御理解いただくようにさせていただきますいなと思っております。

それから、本当に個々の施設についてが、一番住民の方にとっては関心があることだろうと思っておりますので、これにつきましては、来年度、個々の施設についての実施計画に当たります施設類型別の計画をつくりまして、こちらにつきましては、来年29年度になりますけれども、地元のほうへなるべく回数をふやして住民説明会のほうを設定させていただいて、住民のほうへの説明に努力していきたいと思っております。

◎福井輝夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。

29年度からですね、個々具体的な計画をつくっていただいて、地域のほうへ示すということでございます。

その場合には、ぜひ今お答えいただいたようなことで、しっかり対応していただきたいそんなふうに思っております。

現在までもですね、一部先行するような形で、いろいろな施設で進めてもらっている部分があるんですが、合併10年経過して、この公共施設の立地に関しましてですね、私は随分、格差があるのかなと思ってます。

この後、市町村合併の検証ということで、報告もあるんですが、その中にアンケート結果がございますよね。その中で、合併をして悪くなったと感じることはなんですかという問いに対しましては、旧伊勢市民が市内において地域格差が広がった、という方が22.1%見えるということで書いてもらってございます。

当然この地域格差という部分は、この公共施設の部分も含まれておるのかなというふうに勝手に解釈するわけでございますけど、これから個々の事業計画策定するに当たりましては、その辺の地域間の公平性に十分配慮していただきたいなど、いうふうに思いますし、地域の声の大小にかかわらずですね、しっかりマネジメントしていただきたい、とそんなふうにも思っております。

特にトップの方におきましては、強いリーダーシップを持っていただいて、その辺十分対応していただきたいなというふうに思っておるんですが、その辺のお考えがあればですね、ぜひ、お聞きをしたいと思えます。

◎福井輝夫委員長

情報戦略局長。

●中川情報戦略局長

来年、施設類型別計画を策定していくわけでございますが、我々、担当部署だけで当然進めていくものでございませぬ。組織横断的に取り組んでいくわけでございますが、そのときも先ほど、御指摘いただきました点も十分踏まえまして、全員で全体で取り組んで行きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。ぜひ職員の皆さん一体となってやっていただきたいなと思えますし、我々議員もですね、知らん振りしとるわけにいかんのかなというふうに思っておりますので、これから特に市長、副市長によくお伝えいただきたいと思えます。

ありがとうございます。

◎福井輝夫委員長

ほかに、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ほかに御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【機構改革について《報告案件》】

◎福井輝夫委員長

続いて報告案件に入ります。

「機構改革について」の報告をお願いします。職員課長。

◎福井輝夫委員長

職員課長。

●西山職員課長

それでは、機構改革案について御説明を申し上げます。

お手元の資料6をごらんください。

今回の機構改革につきましては、平成28年4月の定期異動に合わせて、機構の見直しを行うものでございます。

それではその概要につきまして、説明をさせていただきます。

総務部におきましては、税、それから公課、これを一体的に納付納税通知書、滞納処分を行うことによって、徴収をより効果的効率的に進める。このために、収税課と債権回収対策室を統合いたしまして、収納推進課を設置をいたしたいと考えております。

それから、各総合支所におきましては、あくまで住民サービスが低下しないよう、十分配慮した上でございますが、さらに業務運営をよりスムーズに行うため、地域振興課と生活福祉課を統合いたしまして、地域振興を担う係と、それから、戸籍、福祉など市民の窓口となる係を配置した、生活福祉課を設置いたします。

簡単でございますが、以上が見直しの概要でございます。

部、課の数といたしましては、総務部が1課の減、総合支所が3課の減となります。

なお、機構につきましては、協議会終了後、必要な規則改正を行いますとともに、市民の皆様へ周知をしてまいりたいと考えております。

以上機構改革について説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

◎福井輝夫委員長

ただいまの報告に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【市町村合併の検証について《報告案件》】

◎福井輝夫委員長

次に「市町村合併の検証について」の報告をお願いします。企画調整課長。

●辻企画調整課長

それでは、市町村合併の検証案について、御説明申し上げます。

資料7の1ページをごらんください。

「(1)検証の目的」につきましては、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、地方分権の担い手としてふさわしい行財政基盤を確立するため、市町村合併が行われましたが、10年を経過して、合併後の変化、残された課題等を確認・公表し、今後の行政運営に生かすものでございます。

「(2)検証の方法」につきましては、行財政基盤の客観的な状況と、アンケート調査から読み取れる市民の実感を確認・集約し、「合併により目指していたものが実現できたか」「心配されていた課題が解決されているか」この2つの視点から考察しております。

2ページでございますが、こちらについては、市町村合併までの歩みの記載でございます。

3ページの「人口の推移」こちらにつきましては、合併時と昨年3月時点を比較いたしますと、総人口は約7,000人減少しておりますが、旧小俣地区だけは増加しておるという状況でございます。

4ページから11ページは、行財政基盤の強化の検証でございます。まず4ページからの「行政基盤の変化」では、合併によりまして三役・議員のほか、職員数も合併時に比べて320人削減され、合併時の旧町村の職員数312人を上回っております。そのほか、機構数の削減、人件費の推移も記載しておりますので、御高覧賜ればと存じます。

6ページからの「財政基盤の変化」では、合併時に比べ、財政の弾力性、健全性が向上していること、地方債現在高や基金現在高の推移、市町村合併の財政優遇措置である普通交付税の合併算定替や合併特例債の推移を記載しております。特に合併特例債につきましては、10ページごらんください。10ページ下段の表でございますが、こちらに記載のとおり、平成26年度末現在、建設事業分は、借入限度額367億9千万円のうち165億1千万円が発行済み、基金分は借入限度額31億9千万円、全額が発行済みという状況でございます。

12ページから14ページにかけての「4主な住民負担の変化」こちらにつきましては、都市計画税、上水道料金、国民健康保険料など住民負担に係る項目について、それから15ページから18ページにかけては、合併後調整した項目の中でも、特に住民生活への影響が大きい項目に係る、合併時の調整方針及び現在の状況について、記載しておりますがこのあたりについても量もございまして、御高覧賜ればと存じます。

それから18ページをお願いいたします。18ページの(2)こうした当初1811に及んだ項目の中で、調整がまだ未完結となっている項目というのが次の3項目でございます。

まず「使用料、手数料」等のうちの施設使用料については、一昨年延期されました、消費増税の動きも見計りながら現在、見直し作業を進めております。「慣行の取扱い」のうち、「市章」は策定済みでございますが、「市民憲章」は、平成 30 年度から開始予定の総合計画の基本構想策定時に検討することとし、「市の花・木」は機運が高まってまいりましたら、制定する方向でございます。「昇格試験」については、来年度から人事評価制度の導入が法律で義務付けられており、その制度を運用するなかで対応することとしております。

19 ページの「6 合併の効果及び課題等」のうち、まず「(1)合併の効果」としましては、「行政サービスの維持・向上」について、福祉、危機管理、環境などで専門部局を設置し、新市全体に専門的なサービスを行うことができ、また防災のメール配信サービスの実施、利用できる公共施設の選択肢が広がったことなどがございます。

「利便性の向上」については、路線バスや鉄道がない交通不便地域でコミュニティバスや、オンデマンドバスを運行し、必要な移動手段を確保したり、例えば旧小俣町と旧伊勢市の境界、行政界付近の子どもたちが、近くの学校に通学できるようになったりしております。

「地域コミュニティ、市民活動の振興」としては、これまでの自治会活動に加えて、ふるさと未来づくりとして、自治会の枠を超えて地域が一体となった、まちづくり協議会の取り組みが進んでおります。

「知名度向上、イメージアップ」としては、例えば、これまで夫婦岩は二見、神宮は伊勢と、こういった異なる市町の観光資源でございましたが、合併して一体的にPRができ効果的な観光施策を打つことが可能となりましたし、ネギやイチゴ、こういったものについてブランド化し、イメージアップにつながっております。

「広域的なまちづくり」として、行政界で分断されていた道路が、一体的に整備できるようになるなどしております。

20 ページの「行財政基盤の強化」としましては、組織の合理化、工事・委託の一括契約による経費の削減、津波避難タワーなど大規模事業の多くが合併特例債で実現できたこと、職員数の削減などを挙げております。

一方、21 ページでは「(2)合併時に想定されていた課題及びその取り組み」を記載しております。「①として役場が遠くなって不便になる」こういった御心配、課題に関しては、総合支所方式により、窓口対応を行っていること、またコミュニティバスによる本庁舎へのアクセス確保などの取り組みを挙げております。

「②中心部だけよくなり周辺地域がさびれる」といったことに対しては、都市計画道路を整備し、連絡網を強化したり、投資的事業について地域間のバランスに配慮しながら実施してまいりました。

「③住民の声が届きにくくなる」ということに対しては、総合支所が本庁担当課とのパイプ役になっていたり、総合支所をはじめ、15 カ所の施設に「市政への提案箱」を設置し、またホームページで意見を投稿できる「市民の声」システムを設置したり、各小学校区単位にまちづくり協議会が設置されておりますが、そちらに地区担当職員として管理職員を配置し、パイプ役となったりしております。

「④地域の歴史、文化、伝統等が失われる」といったことに対しては、保存継承を目

的とする補助金を設けたり、各地域の歴史、文化等をPRしたりしております。

「⑤サービス水準が低下し、又は住民負担が重くなる」といったことに対しては、例えば都市計画税導入の際などには、きめ細かく説明をさせていただいたところがございます。

また「⑥新市町としての一体性の確立」については、前回の式年遷宮で「お木曳き」等への参加地域が増え、行事を通じて一体感が高まったものと存じます。また、各種団体の統合により、住民交流も進んでいる状況でございます。

「⑦財政特例措置終了後の行財政運営」については、退職者不補充による職員の削減や、普通交付税の算定替えなど財政特例措置の終了を想定し、財政運営を行っているところでございます。

22 ページに記載のとおり、合併前に策定した新市建設計画の理念、これについては、平成 20 年から 24 年までの第 1 次総合計画、また昨年度から 29 年度までの第 2 次総合計画に継承されているところでございます。

それから 23 ページから 28 ページにかけては、市民アンケートの結果概要でございます。28 ページの「アンケート総括」をごらんください。

市町村合併後「良くなった点」としましては、旧伊勢市を除き「市の知名度が向上したこと」、「悪くなった点」としては、全ての地域で「税や各種費用などの負担が増えたこと」が最も高くなっております。またこれからの伊勢市に期待する取り組みとしては、「高齢化社会に対応したまちづくり」が全ての地域で高くなっておりますが、これは後ろにつけております具体的なアンケート調査の結果、出ておりますが年代によって異なる傾向も見受けられるところでございます。

それから「伊勢市が暮らしやすい」と感じている方は、全ての地域で過半数となっており、住みやすい点は旧伊勢市、二見町で「治安のよさ」、旧小俣町、御菌村で「日常生活の利便性」の割合が高くなっております。一方、「バスや鉄道などの公共交通機関」については、すべての地域で満足していないという割合が高くなっております。また、「ずっと住み続けたい」の割合が、全ての地域で6割を超えており、これは暮らしやすく感じているという結果に起因すると考えております。

29 ページから 31 ページにかけての考察では、「(1)として合併により目指していたものが実現できたかどうか」について、合併前のアンケートの期待項目として高かった「行政経費の節減及び行財政運営の効率化」、それと「福祉や環境など新たな行政ニーズへの対応」を踏まえ、3つの視点から考察しました。

まず「行財政基盤の充実・強化」については、先ほども申し上げましたが三役・議員・職員の削減、組織の合理化等による経費節減、地方交付税の合併算定替えや合併特例債の活用などによる効率的な行財政基盤を構築ができております。ただ、地方交付税の合併算定替えは、今後段階的に終了することから、財政基盤の更なる強化、行財政改革に継続的に取り組む必要がございます。

「住民ニーズへの対応」については、合併のスケールメリットにより、専門部局の設置、専門職員の配置など、先ほど申し上げておるとおり新市全体で専門的なサービスが行えるようになりました。また、小中学校の建替え、消防本部庁舎・防災センターの建設など、合併特例債を活用して、大規模事業を進めることができました。また、総合支所方式により、基本的な窓口対応を旧の役場で実施し、分庁化されている教育委員会・上下水道

部の窓口を本庁のほうに設けております。

「住民自治の推進」については、様々な団体によって設立された「伊勢市まちづくり市民会議」こちらで、合併後最初の総合計画が策定され、平成 25 年度まで活動した中で、各種団体が相互に連携した取り組みを進める基礎が作られております。また、今年度から、小学校区単位でのまちづくり、ふるさと未来づくりが稼働しているということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

31 ページをごらんください。31 ページでは、合併前に心配されていた課題として、合併前のアンケート結果から「行政区域の拡大によるサービスの低下」と「中心地域と周辺地域との格差」について、検証いたしました。

まず、「行政区域の拡大によるサービス低下」については、とりわけ旧町村区域において、都市計画税が課税されたことにより負担増が、これは誘因になっていると考えられます。行政サービスの向上に努めておりますけれども、住民実感との乖離が見受けられますので、行政運営については説明責任をしっかりと果たしていくことが重要と考えております。

「中心地域と周辺地域との格差」については、旧市町村の区域ごとに地域審議会を設置し、意見や提案をいただいていたところでございますが、引き続き地域審議会のほうも 5 年間延長させていただきますので、引き続き地域審議会や市民の声システムなど、市民の皆さんの声を生かした行政運営に努めてまいります。

恐れ入ります 32 ページをごらんください。「終わりに」ということで総括をさせていただきました。合併後、行革も実施をし、行財政基盤の強化を図ってまいりましたが、その一方で、行政サービスや住民負担を調整なども行い、地区によっては、結果負担増になったものもございました。今回の検証が、行財政基盤の客観的な状況と市民の実感から行ったものでございますが、その合併の影響と、その後の社会経済情勢の影響によるものを区別することが、正直難しい面もございました。

と言いながらも、市民の皆様にとっては、きめ細かなサービスが失われ、サービス低下につながっているというアンケート結果も真摯に受け止めなければなりません。

これからは、少子高齢化・人口減少という社会問題への対応も必要となってまいります。このため、本市だけでなく、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町と、広域連携でこういったことに対応するとともに、昨年、地方創生の取り組みとして、将来の人口を推計し、それに向かっての総合戦略を策定し、現在その取り組みを進めているところでございます。

今回のアンケートの結果では、合併前と同様、8割の方が「今後も伊勢市に住み続けたい」と思ってみえました。この先も、皆さんにそのように感じていただけるよう、市民ニーズや将来見通しを捉えて、サービスの維持及び利便性の向上に努めてまいります。

なお、参考資料といたしまして、市民アンケートの結果につきましては、最後のところに付けております昨年7月から8月に実施したもので、25歳以上の方、3,500人を無作為抽出し、48.2%、1,686人の方から回答をいただいております。

設問は、男女別、学区別、等に集計しております。また後ほど、御高覧賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の検証内容につきましては、各地域審議会のほうにも御報告をさせていた

だいたところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

ただいまの報告に対しまして、御発言はありませんか。黒木委員。

○黒木騎代春委員

この「終わりに」というところでまとめてもらいましたが、市民実感を直視しないといけません、というところは非常に率直に表現していただいております。

例えばですね、これは自治体ごとにばらつきがあると思うんですけど、今回の合併の牽引役として学者の中でですね、特にリーダー的存在でありました東大の名誉教授の西尾勝さんですね、この方は去年ですね、去年、国会の参考人の議論の中でですね、当時は合併を推進する立場だったが結果を見ると、大失敗だったと言わざるを得ない。それぞれの地域の自治を守る方策を考えるべきだったと、こういうふうな発言をされております。これも非常に率直にですね、言い訳をすることではない発言だと私思っています。

その平成の合併をめぐる実態と評価、道州制と町村に関する研究会、全国町村会の発表者これちょっと大分前の話なんですけど、私もですね、合併した以上現状から出発するしかないという立場から、取り組んできたつもりなんですけれども、この今後の鍵はですね、旧市町村単位に支所を設置しているけれども、この間の財政支出の削減、職員数の削減に伴い、その機能は次第に縮小される傾向にあると。これは全国的な傾向の話ですよ。

支所機能の縮小が、地域を見つめる目の衰えに直接つながらないように対応する必要があると、職員数が減少する中で、どうすれば地域の中で、行政と住民の間に多様な関係を築けるか。知恵を絞り、工夫を凝らすべきやということで今回、支所の機能は、課は統合ですけども職員体制がですね、減らすということないんですけども、一層こういう視点でですね、強めていただくことが大事だと思うんですけども、それについての、何か考えというか議論がありましたら、教えていただきたいと思っております。

◎福井輝夫委員長

職員課長。

●西山職員課長

委員仰せのとおり確かに合併以降ですね、課の数、組織上は縮小してまいった状況でございますし、職員数も減ってまいりました。ただ合併後の施設の整備方針の中でもですね、当然、地域住民の方のサービス低下を招かないというふうな中で、本庁に来たものにつきましても、地域、総合支所と密に連携を取りながら、住民サービスには努めてきているところである、というふうに考えておりますし、ただ、これもですね、施設整備方針の中でございますけれども、必要に応じてはまた支所への仕事の再分配であったりとか、そういったことも視野に入れながら整備方針はあります。

そんな中でですね。いかに地域住民の方が満足されるか、それから、地域の融合と言いますか、もう合併10年経った状態でございますので、一体間の醸成も含めましてですね、そのあたりはしっかりと考えて、特に総合支所であったり、9支所の分も含めてですね、

これから検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

他に発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【竹ヶ鼻地区集会所の廃止について《報告案件》】

◎福井輝夫委員長

次に「竹ヶ鼻地区集会所の廃止について」の報告をお願いします。人権政策課長。

◎福井輝夫委員長

人権政策課長。

●西川人権政策課長

それでは人権政策課から「竹ヶ鼻地区集会所の廃止について」御報告申し上げます。

お手元の資料 8 をごらんください。

当該施設は、昭和59年伊勢市神社港469番地 3 に、鉄骨造平屋建て 1 棟、延べ床面積 99.63平方メートルを有する施設として建設されました。

地域改善対策特別措置法のもと、同和対策事業として、地域住民が日常の交流を通じて人権問題への理解を深めるとともに、地域の福祉の増進及び生活文化向上に寄与するため設置されたものでございます。

完成後、地区集会所として運営してまいりましたが、時代の変遷とともに利用件数、利用者数が減少の一途をたどり、この10年来は、利用のない状況が続いております。

特別法の終了により集会所における事業が廃止されたこと、及び周辺地域との一体感が醸成されたことに伴い、地区集会所としての本来の役目を終えたと理解し、その機能を廃止するものでございます。

なお廃止につきましては、関係者の同意を得て国、県の了解も得ております。

また建物としてはまだ利用価値があるため、有効活用の道を模索しておりますが、地元のまちづくり協議会より、協議会の事務所として利用したい旨の要望も出ているため、広域の地区住民の福利に寄与する方向で調整を進めているところでございます。

本件につきましては、来る 3 月定例議会において、伊勢市地区集会所条例の一部改正という形で改めて御審議願いたいと考えております。

以上が竹ヶ鼻地区集会所の廃止についてでございます。

何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎福井輝夫委員長

ただいまの報告に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時17分

再開 午後 2 時19分

### 「管外行政視察の実施について」

◎福井輝夫委員長

それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き議会を開きます。

管外行政視察の実施についてを御協議願います。

本件につきましては、継続調査事項以外の項目で視察を実施する場合は、定例会での議決が必要となりますことから、御協議をお願いするものでございます。

まずは6月定例会までに、管外行政視察を実施するかどうかについて、御発言がありましたらお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時20分

再開 午後 2 時21分

◎福井輝夫委員長

それでは、休憩を解き再開いたします。

管外視察については、6月定例会までに実施するというところで、何か御意見ございましたら、御発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

はい、それでは、管外視察については、6月定例会までに実施することに決定いたしましたので御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

それでは6月定例会までに管外行政視察を実施するという御決定いただきましたので、視察目的について御発言がありましたらお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時23分

◎福井輝夫委員長

休憩を解き再開いたします。

今、防災に関する御意見もございました。ふるさと未来づくりに関しては、伊勢市としては、大方態勢固まってきておるので、委員の今のところないのではないかとということでございました。

それですね、ただいまの御意見をいただいたほかにもですね、視察目的場所の御希望がございましたら、2月15日月曜日までに、正副委員長まで申し出をお願いしたいと思います。

次に、視察実施の時期でございますが、事務局と調整しましたところ、5月の第2週目の11日から13日目を目途に実施したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしということですので、そのように決定いたしました。

5月の11日から13日あたりが目途ということですね。

視察目的、視察先、日程等の詳細につきましては、正副委員長に御一任願うことに決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして、総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後2時25分